

○環境省告示第八十一号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年 總理府令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月
環境省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月五日

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるものように改める。
○ 窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十五号）（抄）

環境大臣 山本 公一

改正後

改正前

一〇三三 (略)
別表第一

一〇三三 (略)
別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位：リットルにつきミリグラム〕		備考
		(イ)	(ロ)	
七	畜産食料品製造業 （前二項に掲げるものを除く）	三〇	四〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一五	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	九五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする
		一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一五	
二八	米菓製造業	一五	二五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、三〇とする
		一〇	一五	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位：リットルにつきミリグラム〕		備考
		(イ)	(ロ)	
七	畜産食料品製造業 （前二項に掲げるものを除く）	三〇	四〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	二二〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする
		一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	二〇	
二八	米菓製造業	一五	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、三〇とする
		一〇	一五	

(略)	六四	六三	六二	(略)	四四	(略)	四二	(略)	三九	(略)	三七	(略)	三四
	繊維工業で不織布の製造工程に係るもの	繊維工業で繊維染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	清酒製造業	果実酒製造業	冷凍調理食品製造業	豆腐・油揚げ製造業	穀類でんぷん製造業					
	二〇	二〇	一〇	一〇	一五	二〇	二〇	一五					
	三〇	三〇	二〇	二〇	二五	三五	三〇	二五					
	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇					
	一五	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	一五					
大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第二欄(1)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、二五とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする					

(略)	六四	六三	六二	(略)	四四	(略)	四二	(略)	三九	(略)	三七	(略)	三四
	繊維工業で不織布の製造工程に係るもの	繊維工業で繊維染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	清酒製造業	果実酒製造業	冷凍調理食品製造業	豆腐・油揚げ製造業	穀類でんぷん製造業					
	二〇	二〇	一〇	一〇	一五	二〇	二〇	一五					
	三〇	三〇	三〇	二〇	二五	三五	四〇	三〇					
	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇					
	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二五	一五					
大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第二欄(1)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、二五とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする					

一〇七	一〇三	一〇二	七	六八
無機顔料製造業	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	合板製造業(集成材製造業を含む)又はパルプ・紙製造業	繊維工業(整理番号五五の項から前掲のものを除く)
二五	一五	一五	一〇	一五
三五	二五	二五	二〇	二五
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	一五	一五	一五	一五
(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする。	(二) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする。	(三) アンモニア誘導品製造工程の値は、第三欄の値に、二〇とする。	(四) アンモニア製造工程の値は、第三欄の値に、二〇とする。	(五) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする。

一〇七	一〇三	一〇二	七	六八
無機顔料製造業	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	合板製造業(集成材製造業を含む)又はパルプ・紙製造業	繊維工業(整理番号五五の項から前掲のものを除く)
二五	一五	一五	一〇	一五
四〇	三五	二五	二五	二五
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	一五	一五	二〇	二〇
(一) アンモニア製造工程の値は、第三欄の値に、二〇とする。	(二) アンモニア製造工程の値は、第三欄の値に、二〇とする。	(三) アンモニア誘導品製造工程の値は、第三欄の値に、二〇とする。	(四) アンモニア製造工程の値は、第三欄の値に、二〇とする。	(五) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする。

一〇八	無機化学工業製品 製造業(整理番号 五〇の項から前 の項まで掲げるも を除く)	二〇	五〇	一〇	四〇	(一) バナジウム化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (二) 酸化コバルト製造工程に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (四) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (五) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (六) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。
-----	---	----	----	----	----	--

一〇八	無機化学工業製品 製造業(整理番号 五〇の項から前 の項まで掲げるも を除く)	二〇	五〇	一〇	四〇	(一) バナジウム化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (二) 酸化コバルト製造工程に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (四) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (五) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (六) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。
-----	---	----	----	----	----	--

一四	二三	一一	一一
<p>前号品石油 もの項一製造業(化学系) のを○九の(整理番) でに九の(整理番) 掲げらるる</p>	<p>除成ク工料中物程学品石油 くゴ製程・問製(工)油 (製造)造有製(工)業油 に製工・機製(脂)業製業 係造工・顔合(防)製製 る工ラ・料合(族)品製系 も及ス・料環系族品製系 程チ製成環系族品製系 を合造式環系族品製系</p>	<p>石油化学系基礎製 品製造業で合成ゴ ム製造工程に係る もの</p>	<p>石油化学系基礎製 品製造業で合成ゴ ム製造工程に係る もの</p>
一五	一五	一五	一五
二五	二五	二五	三五
一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五
<p>大阪湾及びこれに流入する 排出水の値は、二〇とする。 三〇とする。</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する排出水の値は、二〇とする。 (二) 大阪湾及びこれに流入する排出水の値は、二〇とする。</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する排出水の値は、二〇とする。 (二) 大阪湾及びこれに流入する排出水の値は、二〇とする。</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する排出水の値は、二〇とする。 (二) 大阪湾及びこれに流入する排出水の値は、二〇とする。</p>

一四	二三	一一	一一
<p>前号品石油 もの項一製造業(化学系) のを○九の(整理番) でに九の(整理番) 掲げらるる</p>	<p>除成ク工料中物程学品石油 くゴ製程・問製(工)油 (製造)造有製(工)業油 に製工・機製(脂)業製業 係造工・顔合(防)製製 る工ラ・料合(族)品製系 も及ス・料環系族品製系 程チ製成環系族品製系 を合造式環系族品製系</p>	<p>石油化学系基礎製 品製造業で合成ゴ ム製造工程に係る もの</p>	<p>石油化学系基礎製 品製造業で合成ゴ ム製造工程に係る もの</p>
一五	一五	一五	一五
二五	四〇	二五	四五
一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	一五	一五
<p>五(二)の値は、三〇とする。 三〇とする。</p>	<p>五(二)の値は、三〇とする。 三〇とする。</p>	<p>五(二)の値は、三〇とする。 三〇とする。</p>	<p>五(二)の値は、三〇とする。 三〇とする。</p>

六〇(二)の値は、三〇とする。
三〇とする。

二九	(略)	二七	二六	二五
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業
一五		一五	一五	一五
二五		三〇	二五	三五
一〇		一〇	一〇	一〇
一五		二〇	一五	一五
(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げる(二) 掲げるものは、第一欄(一)の値は、五五とする。(三) 原料又はその化合物を原用する(四) の値は、一〇とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、四〇とする。(一) 掲げるものは、第一欄(一)の値は、五五とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、六〇とする。(一) 掲げるものは、第一欄(一)の値は、五五とする。	(一) 室素又はその化合物を原料として使用する(二) の値は、一〇とする。(三) 原料又はその化合物を原用する(四) の値は、一〇とする。

二九	(略)	二七	二六	二五
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業
一五		一五	一五	一五
五五		四〇	六〇	三五
一〇		一〇	一〇	一〇
一五		二〇	一五	一五
五五(一) 原料又はその化合物を原用する(二) の値は、一〇とする。(三) 原料又はその化合物を原用する(四) の値は、一〇とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、四〇とする。(一) 掲げるものは、第一欄(一)の値は、五五とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、六〇とする。(一) 掲げるものは、第一欄(一)の値は、五五とする。	(一) 室素又はその化合物を原料として使用する(二) の値は、一〇とする。(三) 原料又はその化合物を原用する(四) の値は、一〇とする。

二三二	二三〇	二二九	二二八	(略)	二二六	(略)
医薬品原薬・製剤 製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)		脂肪酸・硬化油・ グリセリン製造業	
一五	一五	一五	一五		一〇	
四〇	二五	二五	二五		一五	
一〇	一〇	一〇	一〇		一〇	
一五	一五	一五	一五		一五	
(二) 医薬品原薬製造工程 (原料として使用するものに限る。) にあつては、第三欄の値は、四・五とする。	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く。(二) に掲げるものは、第三欄(1)の値は、四・五とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く。(一) の値は、三・〇とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く。(一) の値は、五・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く。(1) の値は、三・〇とする。	(三) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものを除く。)(四) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものを除く。)(五) 三欄(1)の値は、五・五とする。

二三二	二三〇	二二九	二二八	(略)	二二六	(略)
医薬品原薬・製剤 製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く。)		脂肪酸・硬化油・ グリセリン製造業	
一五	一五	一五	一五		一〇	
四五	三〇	三〇	五五		三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇		一〇	
一五	一五	一五	一五		一五	
医薬品原薬製造工程(尿素又はその化合物を原料として使用するものに限る。) にあつては、第三欄の値は、三・五とする。						(四) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものを除く。)(五) 三欄(1)の値は、五・五とする。

一五六	板ガラス製造業	一〇	一五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四九	コークス製造業	五〇〇	五一〇	三三〇	三三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四七	石油精製業	二〇	三〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
一四六	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く)	一五	四〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四三	写真感光材料製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
一三八	合成香料製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一三六	火薬類製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
						〇、二五、三〇とする。

一五六	板ガラス製造業	一〇	二〇	一〇	一五	
(略)						
一四九	コークス製造業	五〇〇	九五〇	三三〇	四〇〇	
(略)						
一四七	石油精製業	二〇	三〇	一〇	二〇	
(略)						
一四六	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く)	一五	五〇	一〇	二〇	
(略)						
一四三	写真感光材料製造業	一五	二五	一〇	二〇	
(略)						
一三八	合成香料製造業	一五	三五	一〇	二〇	
(略)						
一三六	火薬類製造業	一五	三五	一〇	二〇	
(略)						
						〇、二五、三〇とする。

二〇〇	二〇一	(略)	一八〇	(略)
電気めっき業	非鉄金属製造業	冷間圧延業(整理)及び番号一八二の項に掲げるものを除く。	一〇	
二〇	一五	一五	一〇	
四〇	三〇	一〇	一五	
一〇	一〇	一五	一〇	
二五	一五	一五	一〇	
五、五〇、五五とする。	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るものを除く。(二) 排出するものに掲げるものは、第三欄(イ)の値は、三〇とする。</p>	<p>(一) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに於て、大阪湾及びこれに係るものを除く。(二) 第三欄の値は、三〇とする。</p>	<p>(一) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに於て、大阪湾及びこれに係るものを除く。(二) 第三欄の値は、三〇とする。</p>	<p>それは、第三欄の値は、三〇とする。</p>

二〇〇	二〇一	(略)	一八〇	(略)
電気めっき業	非鉄金属製造業	冷間圧延業(整理)及び番号一八二の項に掲げるものを除く。	一〇	
二〇	一五	一五	一〇	
四〇	三五	一〇	一五	
一〇	一〇	一五	一〇	
三〇	一五	一五	一〇	
二〇、三五、五〇、五五とする。	<p>窒素又はその化合物による表面処理施設を有するものに於ては、第三欄の値は、三〇とする。</p>	<p>ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに於て、大阪湾及びこれに係るものを除く。(二) 第三欄の値は、三〇とする。</p>	<p>ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに於て、大阪湾及びこれに係るものを除く。(二) 第三欄の値は、三〇とする。</p>	<p>それは、第三欄の値は、三〇とする。</p>

二三〇	病院	二三一	二三二	二三三
(略)	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和三十五年第八号)第一項の規定による算定に限り、一人以上の人員が算定するもの)	二三〇	二三一	二三二
(略)	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係る排出水の値は、二〇とする。	二五	三五	一〇
(略)	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係る排出水の値は、二〇とする。	二五	三五	二〇
(略)	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係る排出水の値は、二〇とする。	二五	三五	二〇
(略)	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係る排出水の値は、二〇とする。	二五	三五	二〇

二三〇	病院	二三一	二三二	二三三
(略)	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和三十五年第八号)第一項の規定による算定に限り、一人以上の人員が算定するもの)	二三〇	二三一	二三二
(略)	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係る排出水の値は、二〇とする。	二五	三五	一〇
(略)	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係る排出水の値は、二〇とする。	二五	三五	二〇
(略)	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係る排出水の値は、二〇とする。	二五	三五	二〇
(略)	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係る排出水の値は、二〇とする。	二五	三五	二〇

<p style="text-align: center;">三三三</p>		<p style="text-align: center;">三三三</p>
<p>し尿処理業（し尿を浄化槽に係るものを除く）</p>	<p>し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項第一号に規定するもの）</p>	<p>し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項第一号に規定するもの）</p>
<p style="text-align: center;">二〇</p>		<p style="text-align: center;">二〇</p>
<p style="text-align: center;">四〇</p>		<p style="text-align: center;">六〇</p>
<p style="text-align: center;">一〇</p>		<p style="text-align: center;">一〇</p>
<p style="text-align: center;">三〇</p>		<p style="text-align: center;">三〇</p>
<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(二) 掲げるもの(三) 掲げるもの(四) 掲げるもの(五) 掲げるもの(六) 掲げるもの</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(二) 掲げるもの(三) 掲げるもの(四) 掲げるもの(五) 掲げるもの(六) 掲げるもの</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(二) 掲げるもの(三) 掲げるもの(四) 掲げるもの(五) 掲げるもの(六) 掲げるもの</p>
<p style="text-align: center;">二〇</p>		<p style="text-align: center;">二〇</p>
<p style="text-align: center;">六〇</p>		<p style="text-align: center;">六〇</p>
<p style="text-align: center;">一〇</p>		<p style="text-align: center;">一〇</p>
<p style="text-align: center;">四〇</p>		<p style="text-align: center;">五〇</p>
<p>性化嫌汚泥法に凝集処理法を</p>	<p>第二号に規定するもの</p>	<p>第二号に規定するもの</p>

2 1

この告示は、公布の日から適用する。

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める窒素含有量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCn、Cno及びCniの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

附 則

別表第二 (略)

二三二	(略)	二二六	二三五	(略)
試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）		産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	廃油処理業	
二〇		二〇	一〇	
三五		四五	二五	
一〇		一〇	一〇	
一五		三五	一五	
大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、四〇とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする。	(三) 嫌気性消化法、好気性活性汚泥法、酸化集積法又は活性汚泥法による処理方法により尿を処理することができる方法による尿を処理するものは、第三欄(2)の値は、二五とする。

別表第二 (略)

二三二	(略)	二二六	二三五	(略)
試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）		産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	廃油処理業	
二〇		二〇	一〇	
三五		五〇	三〇	
一〇		一〇	一〇	
二五		四〇	一五	
				加えた方法より高度に尿を処理することができる方法により尿を処理するものは、第三欄(1)及び(2)の値は、三〇とする。